

# 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 平成 31 年度申請にあたっての注意事項

## 1 平成 31 年度の主な改正点

- (1) 教育・研修活動タイプの廃止による様式の一部変更。
- (2) 原則、同じ場所・同じ内容では新たな 3 年間の活動は不可。

## 2 申請の流れ

- (1) 活動組織は 3 月 15 日までに事前審査のための書類を当協議会へ提出。
- (2) 当協議会で内容を審査し、市町村に有効性の確認を行い、採択可能となったら 4 月上旬に改めて活動組織に本申請提出の連絡。

## 3 市町村へ活動等の有効性等の照会

- (1) 内容を審査後、当協議会から書類の写しを添付し、活動対象森林の所在市町村に、活動の有効性・森林経営計画策定状況・負担金予算措置状況等を照会。
- (2) 市町村が活動の有効性を認めることが採択要件。市町村が判断するため、あらかじめ活動組織が市町村に活動の目的や内容を説明・情報提供することが望ましい。

## 4 北海道及び市町村の支援

- (1) 北海道及び市町村から、国交付金のおよそ 1/3 に相当する額の上乗せ助成が得られる場合（資機材・施設の整備を除く）があるが、市町村によって助成の有無や額は異なる。
- (2) 採択申請書（様式第 13 号）に、自動計算で表示される「道の補助額」「市町村の負担額の目安」は参考数値（現時点で交付を約束するものではない）。

## 5 採択のための必須要件（H30 から変更なし）

- (1) 「地域環境保全タイプ（里山林保全）」又は「森林資源利用タイプ」のいずれかに必ず取り組むことが必要。「森林機能強化タイプ」のみでは申請は不可。
- (2) 年 1 回以上、安全講習や森林施業技術向上のため半日程度の講習開催が必要。活動組織主催、活動対象森林内実施、原則会員全員参加、採択申請書・活動計画書に記載必要。
- (3) 交付金の効果の調査・確認のためモニタリングが必要。活動対象森林の調査、活動の目標・数値目標設定とモニタリングの方法を、活動計画書（様式第 12 号）に記載必要。詳細はホームページの「モニタリングのガイドライン」及び「モニタリング調査の手引き」参照。
- (3) 新規に応募する活動組織は、採択後に初回調査を実施、申請時点では「活動の目標」及び「モニタリング方法」のみを記入、「数値目標」欄には「初回調査後にすみやかに報告する」と記載。引続き申請する活動組織が数値目標を記入していない場合は採択不可。
- (4) 活動組織自らが会費、林産物売上等の自己財源を確保することが必要。活動計画書（様式第 12 号）の 13 の(2)に内容を記載、会費徴収の場合は規約に明記。

## 6 資機材・施設の整備

- (1) 活動に必要な資機材・施設の整備の交付率は 1/2 以内又は 1/3 以内で、残りを自己負担。詳細は実施要領（別紙 3）の第 4 の(2)（p.12）を参照。
- (2) 資機材・施設を希望する場合は、採択申請書（様式第 13 号）の 4 に必要事項を記入。「森林面積等」の欄に自己負担分を含む購入予定額（全額）、「国交付金額」の欄にその 1/2 以内又は 1/3 以内（百円未満切り捨て）を記入。見積書、カタログの写し等価格のわかる資料を添付。

